

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

様に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

(1)事業所名及び事業所番号

事業所名	始良市地域包括支援センター
所在地・連絡先	【所在地】鹿児島県始良市宮島町25番地 【電話】0995－64－5537 【FAX】0995－64－5538 【メール】hokatsu@city.aira.lg.jp
事業所番号	介護保険事業所番号 4605300021
代表者	始良市長
管理者（センター長）	長寿・障害福祉課長

(2)事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1人		1人	従業者の管理、利用の申込みに関する調整及び事業の実施状況の把握その他指揮命令等
介護支援専門員		1人以上	1人以上	介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント支援計画作成
主任介護支援専門員・保健師等	1人以上	1人以上	1人以上	

(3)事業の実施地域

事業の実施地域	始良市
---------	-----

(4)サービスの提供時間（営業時間）

月曜日～金曜日	午前8時 30 分～午後5時 15 分
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1月3日

2 事業の目的

利用者に対して、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的としています。

3 事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、かつ、提供されるサービス等が、特定の事業者に不当に偏することのないよう、常に利用者の視点に立ち、公平・中立に実施します。

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、解決すべき課題の把握に努めます。
- (2) サービスの情報を特定の事業者に偏ることなく適正に提供し、利用者等にサービスの選択を求めます。なお、利用者は複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を計画に位置づけた理由を求めることが可能です。
- (3) 提供されるサービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した計画の原案を作成します。

始良市 福祉部 長寿・障害福祉課 介護保険係	【所在地】〒 899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 【電話】0995－66－3111 【FAX】 0995－65－7112 【メール】kaigo@city.aira.lg.jp 受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※休業日：土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1月3日
鹿児島県 国民健康保険団体連合会	【所在地】〒 890-0064 鹿児島市鴨池新町6－6 【電話】099－213－5122 【FAX】 099－213－0817 受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※休業日：土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1月3日

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たり、以上のとおり説明しました。

事業所所在地 鹿児島県始良市宮島町25番地
事業所名 始良市地域包括支援センター
代表者名 始良市長 湯元 敏浩 印
説明者 印

（業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合）

事業所所在地
事業所名
代表者名 印
説明者 印

※変更（記載に枠、立会人を削除し署名代行者のみ）

私は、事業者の重要事項及び個人情報の取扱いについて説明を受け、同意しました。

利用者

住所	
氏名	印

署名代行者

住所	
利用者との続柄	
氏名	印

- (4) 上記原案に位置づけたサービスについて、保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるか否かを区分した上、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者等から書面による同意を受けます。
- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求めその指示がある場合には、これを遵守します。
- (6) 計画の原案に対し、該当するサービスの関係者から、担当者会議の開催又は照会などの方法により、広く意見を求めます。
- (7) サービス担当者会議を、要支援認定時、要支援更新認定時、介護予防・日常生活支援総合事業対象となった時、その他必要に応じて実施します。
- (8) 利用者と継続的に連絡をとり、サービス利用の実情を常に把握するように努めます。
- (9) 利用者が計画の変更を希望した場合は、当該計画の再評価を行い、必要に応じて計画の変更又は要支援認定区分の変更申請など必要な援助を行います。
- (10) 利用者の受けるサービス利用において、利用者等から苦情等相談を受けた場合、必要に応じてサービスを点検し、サービス提供機関との連絡調整を担います。

5 事故への対応

事業の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。

6 秘密保持

- (1) 正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者及び家族の秘密は守ります。
- (2) 介護報酬請求事務、サービス担当者会議及び緊急避難的対応が必要な場合は、個人情報を取り扱うこととなりますが、その他の目的で個人情報をを用いる場合は、あらかじめ同意を得ることとします。

7 個人情報の利用目的

地域包括支援センターでは、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントを実施するにあたり、ここに利用目的を特定します。ここに示してあること以外については、あらかじめ利用者の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

- (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護報酬の請求に係る事務
- (3) 介護予防サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの
- ・在宅サービスの利用調整(担当者会議及び関係者への照会を含む)及び利用中の管理
 - ・事故等の報告(市町村への報告も含む)
- (4) 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
- ・行政機関、介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(担当者会議及び医師を含む関係者への照会)
 - ・介護予防支援業務の委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める
 - ・家族等への心身の状況説明
- (5) 介護予防サービス以外の利用目的のうち次のもの
- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当事業所において行われる学生等の実習への協力
 - ・当事業所において行われる事例研究
 - ・外部監査及び事業評価機関への情報提供

8 費用(自己負担)

- (1) 介護予防支援サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係る費用については、自己負担はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域(始良市)を越えて行う事業に要した交通費は、始良市の旅費規定に準じて実費を徴収する場合があります。

9 虐待の防止について

虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者の配置、委員会の設置、指針の整備、年1回以上の研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

10 身体的拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

11 ハラスメント行為について

当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成し、必要時見直しを行います。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

13 感染症の予防及びまん延防止について

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練を実施します。

14 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置づけたサービスに関する苦情も遠慮なく申出ください。

連 絡 先	始良市地域包括支援センター 【所在地】鹿児島県始良市宮島町25番地 【電話】0995-64-5537 【FAX】0995-64-5538 【窓口担当】地域包括支援係長 【対応時間】土・日・祝日・12/29～1/3を除く
-------	---

- (2) その他の苦情相談窓口

鹿児島県 社会福祉協議会	【所在地】〒 890-0064 鹿児島市鴨池新町1-7 【電話】099-286-2200 【FAX】099-257-5750 受付時間: 月～金 午前8時30分～午後5時 ※休業日: 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日
鹿児島県 保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室	【所在地】〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 【電話】099-286-2676 【FAX】099-286-5552 【メール】kaigo@pref.kagoshima.lg.jp 受付時間: 月～金 午前8時30分～午後5時 ※休業日: 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日